

平成 30 年 3 月

秦野ガス株式会社

電気需給約款等の変更及び契約の更新に関するお知らせ

弊社電気料金メニュー定義書「秦野ガス電気 1」において、現在、最低月額料金を規定しておりますが、この規定を廃止し新たな特例の追加を行う等の変更を本年 4 月 1 日付で行います。

また、「秦野ガス電気 2」、「秦野ガス電気 3」および付帯メニュー定義書（ガス・電気セット割）についても表現を統一するなどの変更を併せて行うことから、電気事業法にもとづきお知らせいたします。

なお、この変更に伴いお客さまに行っていただくお手続きはありません。

◆ 変更の対象となる電気需給約款等

- ・ 電気料金メニュー定義書（秦野ガス電気 1、秦野ガス電気 2、秦野ガス電気 3）
- ・ 付帯メニュー定義書（ガス・電気セット割）

◆ 主な変更概要（電気料金単価に変更はありません。）

- (1) 「秦野ガス電気 1」定義書 6. (3) に規定していた「最低月額料金」の規定を改め、「基本料金と電力料金等の合計額が 0 円を下回る場合の特例」を追加

※ 「最低月額料金」は、基本料金と電力量料金等の合計が 540 円（税込）を下回る場合、その 1 か月の電気料金を 540 円（税込）と再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額とする定めで、今般この規定を廃止します。また、基本料金と電力量料金等の合計額が 0 円を下回る場合には、その 1 か月の電気料金を再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとする規定を設けます。

- (2) 「秦野ガス電気 1」 8. (2)、「秦野ガス電気 2」 9. (2) および「秦野ガス電気 3」 9. (2) にそれぞれ規定する「契約電流等の変更内容」に電気料金メニューの変更時の条件を追加

※ この規定は、お客さまが新たに設定された電気料金メニューや既存の料金メニューへの変更をした場合、契約電流等を変更した場合と同様に、変更した後の計量日から一年目の日が属する月の計量日まで電気料金メニューを変更できないものとする規定です。

- (3) その他、各定義書における表現の統一

※ 電気料金単価に変更はありません。

※ 変更内容にご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

※ 弊社 秦野ガスは、東京ガス（株）の取次店としてお客さまに電気を販売いたします。

（小売電気事業者：東京ガス（株）登録番号 A0064）

本件についてのお問い合わせ先

秦野ガス株式会社 営業部

電話番号:0463-84-3230(直通)